[《　農泊推進について　農林水産省　》](http://www.mlit.go.jp/common/001172878.pdf)

**目　次**

[農泊とは 2](#_Toc527401597)

[●　目的　何を目指すのか！？ 2](#_Toc527401598)

[●　ポイント　どう変わる（変える）のか！？ 2](#_Toc527401599)

[◆　実現のために　支援策　　これまでと何が違うのか！？ 2](#_Toc527401600)

[■　農泊推進に向けた、調査のとりまとめ 3](#_Toc527401601)

[◎ 歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース資料（Ｈ２８．１２） 3](#_Toc527401602)

[●　有識者、農泊に取組む実践者の生の声 3](#_Toc527401603)

[●　民泊に取り組む団体の現状 3](#_Toc527401604)

[【タスクフォースでの議論等を踏まえた農泊推進施策の見直し】 4](#_Toc527401605)

[１．農泊に対する「気付き」の喚起 4](#_Toc527401606)

[２．「儲かる」体制の確立 4](#_Toc527401607)

[３．地域の「宝」の磨き上げ 5](#_Toc527401608)

[４．地域の取組を｢知って｣もらう機会の創出 5](#_Toc527401609)

[《　歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース　》 7](#_Toc527401610)

[◆　中間とりまとめ概要 7](#_Toc527401611)

[（１）人材 7](#_Toc527401612)

[（２）自治体・情報発信 7](#_Toc527401613)

[（３）金融・公的支援 8](#_Toc527401614)

[（４）規制・制度改革 8](#_Toc527401615)

[《　農泊の取組による将来展　》 10](#_Toc527401616)

[【農泊取組前】 10](#_Toc527401617)

[【取組の結果】 10](#_Toc527401618)

[《 農山漁村振興交付金　》 11](#_Toc527401619)

[【農泊推進対策（新規）】 11](#_Toc527401620)

[【　農泊を推進するための体制構築、観光コンテンツの磨き上げ　】 11](#_Toc527401621)

[【都市農村共生・対流及び地域活性化対策（拡充）】 11](#_Toc527401622)

[【山村活性化対策】 12](#_Toc527401623)

[【農山漁村活性化整備対策】 12](#_Toc527401624)

[《　主な重点プロジェクト　》 12](#_Toc527401625)

[◆　農泊推進対策・農泊推進関連対策　一覧 13](#_Toc527401626)

# [**農泊推進について　農林水産省**](http://www.mlit.go.jp/common/001172878.pdf)

**農泊とは**

# **●　目的　何を目指すのか！？**

・農泊とは、農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交

　流を楽しむ滞在（農山漁村滞在型旅行）

・農家民宿だけではなく、古民家を活用した宿泊施設など、旅行者の二－ズにあった多様

　な宿泊手段により農山漁村に滞在し魅力を味わってもらうこと

◆　山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として農泊を位置づけ、インバウンドを

　　含む観光客を農山漁村も呼び込み、活性化を図ることが重要

◆　地域一丸となって、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を整備

　　☑　地域の合意形成が図られている

　　☑　法人格、専属職員を有する組織が存在している

　　☑　農山漁村地域の魅力向上・マーケティングの取組

# **●　ポイント　どう変わる（変える）のか！？**

◆　具体的には

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **従来は** | **今後は** |
| 地域の目標 | 「生きがいづくり」に重点 | ☑　持続可能な産業へ |
| 資　　　　金 | 公費依存 | ☑　自立的な運営 |
| 体　　　　制 | 任意協議会（責任が不明確） | ☑　法人格を持った推進組織  　　責任の明確化） |
| 受入組織機能 | 農家への宿泊の斡旋が中心 | ☑　マーケティングに基づく多様  　　なプログラム開発・販売・プ  　　ロモーション・営業活動 |

# ◆　実現のために　**支援策**これまでと何が違うのか！？

　☑　ソフト（都市農村交流対策）、ハード（都市農山村活性化整備対策）それぞれの手続の支援を、「農泊推進対策」を新設し、意欲ある地域を対象にソフト・ハード対策を一体的に重点支援

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **項目** | | **従来の対策** | **新たな対策** |
| **支援対象** | **ソ**  **フ**  **ト** | ①　多様な主体が参画した  　　協議会 | ①　農泊の中核を担う法人または  　　法人になる見込みがある団体  　　を含む、多様な主体が参画す  　　る協議会  ②　農泊の中核を担う法人 |
| **ハード** | ・地方公共団体が活性化計画に  　位置付けた上で  ①　地方公共団体  ②　法人(地方公共団体が一部  　　負担)を対象として支援 | ①　地方公共団体  ②　農泊の中核を担う法人を支援  ※活性化計画での位置づけは不要  ※地方公共団体の負担無しでも可能 |
| 支援策 | | ・ハードとソフトは別の対策 | ・ハード・ソフトを一体的に実施  　（地域が必要に応じて選択） |

# **■　農泊推進に向けた、調査のとりまとめ**

# **◎ 歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース資料（Ｈ２８．１２）**

○　農泊をビジネスとして実施できる地域の創出に向けて、タスクフォース有識者７

名（タスクフォースでのご意見に加え、更に詳細をお伺い）のほか、グリーン・ツーリズム実施団体や中間支援組織の実践者２３名の生の声をヒアリング。

○　併せて実施団体（５４４団体）及び優良地域の実態調査を実施。

# **●　有識者、農泊に取組む実践者の生の声**

○　政府が農泊推進の方針について、明確なメッセージを出すことが必要

○　地域で危機感を共有し、「観光ビジネスを行う」コンセンサスを得ることが

　　第一歩

○　市町村は首長の意向に左右されやすいため、首長への直接的働きかけが大切

○　持続的な取組とするためには、自立した運営体制の構築が必要

○　子ども教育旅行の受入のみでは、季節が限定。大人向け観光もできる体制が重要

○　協議会は関係者が多く、責任の所在が不明確。取組の中心となる組織への支援

　　が重要

○　観光業務のノウハウを持つ人材が不足。意欲のある若者を活用する仕組を検討

　　すべき

○　農林漁業関係者とＤＭＯ・中間支援組織との接点が非常に薄い

○　古民家、食等の地域資源が、魅力的な観光コンテンツに磨き上げられていない

○　地域の特色ある取組を旅行会社等に認識してもらう機会が少ない

○　海外向けの情報発信は、―地域では限界農泊に取組む団体の現状

# **●　民泊に取り組む団体の現状**

（子ども教育旅行、グリーンツーリズム実施地区）

　○　５０６地域のうち、取組の拡大を図る意向のある地域は２０９地域存在

（地域コミュニティ組織）

　○　地域コミュニティ組織（１,０９９組織）のうち、宿泊施設の運営を行う組織

　　は、２５組織。このうち取組の拡大を図る意向のある地域は１６地域

（農業法人）

　○　法人協会会員のうち、宿泊事業を実施している農業法人は１３法人。

　　　このうち取組の拡大を図る意向のある法人は４法人。

# **【タスクフォースでの議論等を踏まえた農泊推進施策の見直し】**

農山漁村振興交付金に「農泊推進対策」を新設し、観光庁等とも連携して実施

　①　都市農村交流に資するものを幅広く支援

　　　→　農泊により所得向上を図る意欲のある地域を重点的に支援

　②　市町村参画の地域協議会のみへの支援

　　　→　農泊実施組織（ビーグル）に対しても直接支援

　③　ソフト・ハード対策をそれぞれの手続きで支援

　　　→　ソフト・ハード対策を一体的に支援

# **１．農泊に対する「気付き」の喚起**

　　農泊が農山漁村の所得の向上に繋がることの理解醸成

○　メディア等の活用により、農泊の魅力（農山漁村の所得向上十生きがい）・政府

　　の推進方針を情報発信

○　市町村長等との対話を通じ、政府・自治体・受入地域間で方向性・やる気を共有

|  |
| --- |
| **《 「農泊推進対策」による、ソフト・ハード対策のー体的支援 》**  地域の合意を得た農泊実施組織（ビーグル）に対しても直接支援 |

# **２．「儲かる」体制の確立**

　　－－農泊ビジネスの現場実施体制の構築　－－

（ソフト対策）

①　自治体の支援を得つつ、地域での合意形成、法人の立ち上げなどの活動経費を

　　支援

②　現場で活躍する人材の育成のための先進地域でのＯＪＴの場の提供や農泊をビ

　　ジネスとして実施する意欲ある地域への大学や企業の人材の短期派遣

# **３．地域の「宝」の磨き上げ**

－－地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨きあげ－－

　　（ソフト・ハード対策）

①　地域の魅力のストーリー作り、ストーリーを踏まえた周遊ルート一体験プログ

　　ラム一新商品などの開発を、専門家の力を借りつつ支援（ソフト対策）

②　耕作放棄地の解消、魅力ある農家住宅の創出とも連携しつつ、農泊実施組織

　　（ビーグル）・が古民家改修を初めとした美しい場・空間を整備するための初

　　期投資を支援（ハード対策）　　　　　※市町村の認定を受けた法人

# **４．地域の取組を｢知って｣もらう機会の創出**

　　――　優良地域の国内外へのプロモーション(ソフト対策)　――

　○　内外のキーマン(旅行会社、メディア等)に農泊優良地域をアピール

①　海外工一ジェント・マスコミを対象とした優良地域へのファムトリップの実施

②　国内外への情報発信

**各地で横展開に**

**より好循環を形成**

**取組地域の自立**的発

**取組地域の自立**的発

**観光庁等、関係各省と連携**

　　　（プロック毎に関係機関からなるＷＧの設置検討）

　　　　　　　　　農泊ムーブメントを創出　　　　　　　　　　　　　 **▶**

**取組地域の自立的発展　　　　　　　　　　　　　 ▶**

**農泊地域の所得向上**

|  |
| --- |
| **観光客を農⼭漁村地域に呼び込み所得を増⼤** |

|  |
| --- |
| **《　目指すべき農泊地域　》**  **ディスカバー農⼭漁村の宝 （農泊関係特別賞等）** |
| 農山漁村に賦存する資源を活用した観光コンテンツを  　創出し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施で  　きる体制を持った地域を創出  　（現在まだ少数：２０２０年までに５００地域を目指す）   |  | | --- | | **個々の資源を統一的にブランディング**  宿　文化　景観　食 | |

【農山漁村地域の宝】

|  |
| --- |
| ○　世界農業遺産　　　　　　　　　　（国内８地域） |
| ○　日本農業遺産  棚田百選　　　　　 （１３４地域）  　　　レクリエーションの森　　　　　　（自然休養林等３００地域）  　　　森林セラピー　　　　　　　　　　（６２地域）  　　　郷土料理１００選　　　　　　　　（９９品目）  　　　漁業漁村の歴史文化財産１００選　（１００施設）  　　　重要伝統的建造物群保存地区　　　（農山漁村地域５３地区） |
| 【地域の人々の活動】  　　　グリーン・ツーリズム実施団体等　　（５４４団体）  ※農水省のアンケート調査に対し、取組の拡大意向があると回答した団体（２２９団体） |

# **《　歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース　》**

# **◆　中間とりまとめ概要**

　歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォースにおいては、これまで９月から３回にわたり、農村地域、離島、商店街、町屋など様々な形で先駆的な取組を行っておられる方々からヒアリングを行い、今後の取組の方向性について検討を実施。

　具体的な課題として、「人材」、「自治体との連携・情報発信」、「金融・公的支援」、「規制・制度改革」の４点が抽出され、３月の最終とりまとめに先立ち、中間とりまとめを行った。

# **（１）人材**

◆　本中間とりまとめにおける対応策

○　２０１７年１月に、（歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推推

　　チーム（仮称）」による地域力石の相談や要望にワンパッケージで対応す

　　る体制を構築。

○　異業種からなる専門家チームによる、地域ごとの熟度に応じたオーダーメ

　　イドの支援を開始。

　　　　　　　　　　　　　　　▼　　　　▼　　　▼　　　▼

　　　◆　最終とりまとめに向けて

○　ビーグル（中間事業者）の起業支援とともに、設計・施工技能者、発地・

着地オペレーター、料理人等の人材育成（セミナー開催、インターンシップ実施等）を進める。

○　都市部から地方部への人材（料理人等）の流動を促すため、関連業界・企

業等と連携を進める。

# （２）自治体・情報発信

◆　本中間とりまとめにおける対応策

○　各都道府県の市長会等の会議を活用し本取組の重要性・有用性を市町村長

にダイレクトに働きかけ。

○　全国の自治体・日本版ＤＭＯ候補法人に対して、ワンストップ相談体制の整備に関する情報を提供するとともに、本取組への意向胴査を実施。

○　ＪＮＴＯと古民家活用に取組む組織が連携し、歴史史的資源を活用したイ

ンバウンド地方誘客を促進。

　　　　　　　　　　　　　　　▼　　　　▼　　　▼　　　▼

◆　最終とりまとめに向けて

○　伝統の建造物群保存地区(１１０地区)や、日本版ＤＭＯ候補法人(１１１

法人)が所在する都市等、本取組への意識が高い地域が関連情報や相互の取組内容を共有できる仕組みを構築する。

○　インバウンドにも資する「古民家スティ」の品質管理・ブランド化と、オ

ンライン・メディア活用を進める、

# （３）金融・公的支援

◆　本中間とりまとめにおける対応策

○　ＲＥＶＩＣの有する投資ノウハウ・人材支援に関する機能の」最大限の活

　　用。

○　事業性評価に基づく融資等の促進に向けた深度ある対話及び優良事例の公

　　表や、ＲＥＶＩＣとの連携等による、地域金融機関の取組促進。

○　クラウドフアウンディングによる資金調達の条例・具体的な手法を周知

　　し、活用を促進、ご支撮プロジェクトを特定したふるさと納税の条例・具

　　体的な手法を周知し、活用を促進。

○　「重伝達区の建造物の宿泊施設等への活用事業への重点支援」、「農泊実施

　　民間組織への直接支援制度の新設」等の公的支援の充実。

　　　　　　　　　　　　　　　▼　　　　▼　　　▼　　　▼

◆　最終とりまとめに向けて

連携支援チームに寄せられる地域からの相談・要望の貝体的な内容を整理・分析し、現行の制度、支援方策の改善を進める。

○　ＲＥＶＩＣの観光地域活性化ファンド開連業務について、その投資ノウハ

　　ウ・人材支援に関する機能が同社の支援・出資決定期限（平成２９年度

　　末）後も安定的・継続的に提供できる体制の整備に向けた具体的検討を進

　　める。

# （４）規制・制度改革

○　建築基準法関係

　　歴史的建造物を建築基準法の適用除外にするための条例の制定が進んでいない

・歴史的建造物に関する建築基準法適用除外の条例の制定

・活用に関するガイドラインを策定。

○　市街化調整区域（都市計画法）開発関係

・市街化調整区域においてオーベルジュ等が柔軟に開業できるよう制度・運用

　の改善できないか

・古民家等の既存ストックについて，地域の実情に応じて円滑な用途変更が可

能どなるよう，用途変更に当たり弾力的に許可できる用途の類型を整理し，技術的支援を国から地方自治体に対して発出。

○　旅館業法関係

　　時代に見合ったシンプルな制度に見直しを

　　・ホテル・旅館営業の一本化等の法律改正を予定。

　　　　　　　　　　　　　　　▼　　　　▼　　　▼　　　▼

◆　最終とりまとめに向けて

○　建築基準法、消防法、旅館業法等について、連携支援チームに寄せられる

地域からの相談・要望の具体的な内容を整理・分析し、以下の内容も含め、現行の規制・制度の改善を進める。

・消防法関係

「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針（平成２５年１０月）」も踏まえ、古民家を宿泊施設、レストラン等に活用する場合の消防用設備などの基準の適用について、今後地域から寄せられる相談・要望等を踏まえ防火安全性を確保した上で特例の考え方等の整理・公表を行う。

・旅館業法関係

「法を全部改正し、時代に見合ったシンプルな制度を再設計すべき」等の有識者の意見や、「構造設備基準の規制全般についでゼロベースで見直すべき」等の規制改革推進会議からの意見も踏まえ、規制の大幅な見直しを検討する。

２０２０年までに全国２００地域での取組を目指す

※古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む地域

（街中十農山漁村地域）

# 《　農泊の取組による将来展望　》

# 【農泊取組前】

このままでは‥‥

　・この辺は何も無いところだし、観光客はこないよ

　・最近この辺も空き家が増えたなあ

　・子供たちは体験に来るけど、春と秋だけに限定されるんだよなあ

　・子供たちの笑顔は見たいけど、体力的にきついし、農家民宿の経営は今年限りか

　　なあ

　・お隣も今月で受け入れをやめてしまうそうよ

　・いいところだと思うけど、情報が無いのよねどんな経験ができるのか今ひとつよ

　　くわからないわ

・観光客がたまにしか来なくて、収益があがらないから専従職員が雇えないなあ

　・協力農家も年々減っていくし、新たな観光客の受入もままならないよ

　・このまま何もしないとジリ貧だよ　農泊取組後

# 【取組の結果】

◆　インバウンドの増加

　　・田舎にいて外国の人と交流できるなんて、不思議だねえ

　　・本物の日本が体験できるね！

　　・古民家ステイがワンダフルーね！

◆　地域の所得の向上

　　この村も人が増えて建物の建築･改修需要が､増えたよ

◆　農家所得の向上

　　先月は３０万も売上があったわ

◆　移住者の増加，

　　この前ウチに泊まりにきた若者が移住してきたよ

◆　若者が地域のみんなを

　　盛り上げてくれるから、ありがたいな

◆遊休資源の活用

　・最近は空き家を宿泊施設にする人が増えたよ

　・以前と比べて耕作放棄地も随分減ったしねえ

◆観光客の増加

　・最近、元気な村だと評判だから、行ってみようか

　・いろいろな体験ができる村みたいだね

◇　法人を立ち上げて旅行業も登録。

◇　募集旅行もたくさん企画し、収入も増えてきたよ

◇　そういえば最近は観光客が増えたことで移住希望者も増えたなあ

# **《 農山漁村振興交付金　》**

　　　【平成２９年度予算概算決定額：１０,０６０（８,０００）百万円】

○　農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生一対流等を推進

する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組及び農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

○　平成２８年３月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に「滞在型農山

漁村の確立・形成」が位置付けられたところであり、特に、訪日外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅増加による所得の向上や雇用の増大を図るため、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進する「農泊推進対策」を創設。

# 【農泊推進対策（新規）】

○　地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとし

て実施できる体制を持った「農泊地域」の創出を通じて、農山漁村の所得を増加していくため、ソフト・ハード対策を一体的に支援

# 【　農泊を推進するための体制構築、観光コンテンツの磨き上げ　】

・「農泊」を観光ビジネスとして自立的に活動できる体制の構築

・伝統料理等の「食」や美しい景観などの地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる

　取組

・インバウンドに対応するためのＷｉ－Ｆｉ環境の構築や多言語標示板の設置等農泊を

　推進するために必要な施設整備

・古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備

・農山漁村への集客力等を高めるための農産物販売施設等の整備

　（※活性化計画に基づき実施）

○　実施主体：市町村、地域協議会、地域再生推進法人等

○　実施期間：最長２年

○　交付率　：定額（上限８００万円等）、１／２等

# 【都市農村共生・対流及び地域活性化対策（拡充）】

○　農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、

　　意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援

○　福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動

　　等の取組を全国的に支援

○　実施主体：地域協議会（市町村が参画）等

○　実施期間：

　　都市農村共生・対流対策　：上限２年

　　地域活性化対策　上限５年

○　交付率：定額（上限８００万円等）、１／２

# 【山村活性化対策】

○　特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭一山

　　菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援

○　実施主体：市町村等

○　実施期間：上限３年

○　交付率　：定額（上限１,０００万円）

# 【農山漁村活性化整備対策】

○　市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促

進、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等、生活環境施設及び地域間交流拠点施設等の整備を支援

　農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設、廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設　等

○　実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等

○　実施期間：上限５年

○　交付率　：都道府県又は市町村へは定額（実施主体へは１／２等）

# **《　主な重点プロジェクト　》**

　◇　子ども農山漁村交流プロジェクト

　◇　「農」と福祉の連携プロジェクト

　◇　農観連携プロジェクト

　◇　空き家・廃校活用交流プロジェクト

# **◆　農泊推進対策・農泊推進関連対策　一覧**

|  |  |
| --- | --- |
| **農泊推進対策** | |
| 趣旨 | 持続的なビジネスとしての「農泊」を推進し、取組地域  　の自立発展と農山漁村の所得向上を推進するもの |
| **ソフト** | |
| 支援内容 | 観光のビジネス化に向け必要な経費を中心に支援  （子どもプロジェクトやグリーンツーリズムの地区がビ  　ジネス化し自立化するイメージ）  ・ワークショップの開催・専門家の招聘  ・新たな取り組みに必要となる人材の雇用  ・農村地域資源を活用した観光商品の企画一実施  ・各種データの収集及びそれに基づく戦略の策定  ・戦略に基づく一元的な情報発信、プロモーション　等 |
| 事業実施主体 | ①　地域協議会　農泊実施の中核を担う法人  （株式会社、一般社団法人等）又は中核を担う法人となる見込みの団体及び、市町村が協議会の構成員であること  ②　農泊の中核を担う法人  （農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者の組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、ＰＦＩ事業者、ＮＰＯ法人）　※市町村から事業計画の認定を受けること |
| 補助率上限額 | 定額（１年目：上限８００万円、２年目：上限４００万円） |
| 事業実施期間 | ２年 |
| **ハード** | |
| 支援内容 | ・古民家等を活用した滞在施設、廃校改修交流施設、農山漁  村体験施設、農林漁家レストラン等の整備・修景・附帯施設のみの整備も可能（Ｗｉ－ｆｉ環境の整備等） |
| 事業実施主体 | ①　市町村  ②　農泊の中核を担う法人  　（地域協議会の構成員である法人（株式会社、一般社団法人等）、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者の組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、ＰＦＩ事業者、ＮＰＯ法人）※整備する施設の利用規程を作成し、地域を所管する市町村の認定を受けること |
| 補助率 | 補助率：１／２ |
| 事業実施期間 | ２年 |
| その他 | ・ソフト・ハードと一体となった支援が可能。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **農泊推進関連対策** | |
| 主旨 | 「農泊」に取り組む地域への集客力等を高める取組を推進するもの |
| **ハード** | |
| 支援内容 | ・「農泊」に取り組む地域への集客力等を高めるための農産  　物販売施設等の整備（農林水産物直売所、農林水産物処理  　加工施設等）・付帯施設のみの整備は不可 |
| 事業実施主体 | 都道府県、市町村等（地方公共団体が作成する活性化計画に位置づけられれば民間団体が実施主体となることも可能）※　都道府県又は市町村が、農山漁村活性化法に基づく活性  　　化計画を作成 |
| 補助率 | 補助率：１／２．等 |
| 事業実施期間 | 原則３年以内 |
| その他 | ・施設別上限事業費の設定有 |